

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	都市建設部 道路河川課
委託業務番号	令和5年度 道河委第17号
委託業務名称	建物等移転補償費再算定業務(都市計画道路大戌亥山階線)
委託業務場所	長浜市宮司町 地先
業務の概要	事業用地にある支障物件の移転等補償費の再算定 ・建物等の算定 1棟 ・工作物の算定 1戸 ・営業その他の調査 1事業所 ・動産に関する算定 1戸 ・その他通損に関する算定 2世帯
履行期間	契約締結日の翌日 から 令和5年11月6日
契約年月日	令和5年7月24日
契約額(税込)	2, 937, 000円
契約の相手方	[所在地又は住所] 大阪府中央区道修町二丁目2番6号 [商号又は名称] 株式会社浜名技術コンサルタント
契約相手方の選定理由	本業務は、令和2年度に(株)浜名技術コンサルタント滋賀事務所が実施した支障物件の建物等補償調査業務をもとに、補償額の再算定を行うものである。 (株)浜名技術コンサルタントは本調査物件の実態を把握し、物件の移転工法、営業補償内容等の全体を熟知する唯一の業者であり、被補償者との信頼関係も構築されている。 他の業者に委託した場合、打合せ協議、現地踏査等に新たな経費及び期間を要し、被補償者にも再度の大きな負担を強いることになり、随時進行している補償交渉に多大な支障が生じてしまうため、(株)浜名技術コンサルタントに委託する。
根拠規定	<p style="text-align: center;">地方自治法施行令第167条の2第1項 (該当する項目に○印)</p> <p>売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格(賃借の契約にあつては、予定賃借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。</p> <p>(1) 貸借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。</p> <p>(2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。</p> <p>(5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。</p> <p>(6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。</p> <p>(7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。</p> <p>(8) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</p> <p>(9) 落札者が契約を締結しないとき。</p>